

# 坂井市中小企業振興基本条例

平成25年10月1日

坂井市条例第25号

## (前文)

坂井市は、海、山、川の豊かな自然の恩恵を受け、古くから農林水産業をはじめ、地域の資源を活用した多くの伝統的産業が発達し栄えてきました。さらに、近年に入り計画的な社会資本の整備と産業振興策により飛躍的な発展を遂げてきました。

この間、市内の中小企業は、家族経営のもとで培われた専門技術の伝承や質の高いサービスの提供をはじめ、日々のたゆまぬ努力と研究心に裏打ちされた技術革新等により、地域経済の牽引役として重要な役割を果たすとともに、地域社会の担い手として、大きく貢献してきました。

しかしながら、近年の中小企業を取り巻く情勢は、人口減少や少子高齢化等に伴う国内需要の減少、経済のグローバル化による競争激化等、極めて厳しい経営状況に直面しています。

快適で住みよく活気と魅力あるまちづくりを実現するためには、地域経済の持続的な発展と地域活力の創造が不可欠です。このためには、地域社会の活力と雇用を支える中小企業が果たす役割は大きく、中小企業の自助努力と、特にその多数を占める小規模企業者を社会全体で育て、支援していくことが重要となっています。

私たちは、このことを共通の認識として共有し、中小企業の振興を市政の重要課題として位置付け、坂井市の中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

## (目的)

第1条 この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、市の責務、事業者の努力及び市民の理解と協力について明らかにするとともに、中小企業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、本市経済の活性化を推進し、もって就業機会の増大、市民生活の向上及び調和の取れた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう
- (2) 中小企業団体等 商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体、その他経済活動の発展に寄与する団体等及びこれらに準ずる団体等で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう

(3) 大企業者 中小企業者以外の事業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者自らの創意工夫と自主的な経営向上の努力を尊重して推進されなければならない。

2 中小企業の振興は、本市の地域特性を活かした施策により推進されなければならない。

3 中小企業の振興は、国、県及びその他の関係機関（以下「国等」という。）との緊密な連携と一体的な展開を図りながら、推進されなければならない。

(中小企業の振興に関する施策)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の各号に掲げる事項を基本的施策として、中小企業の振興に努めるものとする。

(1) 中小企業者の経営の革新及び起業の促進を図るための施策

(2) 中小企業者の経営資源の強化を図るための施策

(3) 中小企業者の資金調達の円滑化の促進を図るための施策

(4) 中小企業者の地域資源を活かした創造的な事業活動の促進を図るための施策

(5) 中小企業者の人材の育成及び雇用の促進を図るための施策

(6) 中小企業者の経済的、社会的環境の変化への適応の円滑化を図るための施策

(7) 中小企業者と教育・学術研究機関との連携の強化を図るための施策

(8) 地域特有の観光資源を活用した産業の振興を図るための施策

(9) 農商工連携及び各次産業の経営の多角化の促進を図るための施策

(市の責務)

第5条 市は、基本理念に基づき、施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、施策を実現するため、国等との連携を図るとともに、市民、事業者、教育・学術研究機関、中小企業団体等及び金融機関と相互に協力するよう努めるものとする。

4 市は、地域経済の活性化に資するため、市が発注する工事の請負、役務の提供又は物品の購入その他の調達に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争に留意し、中小企業の受注機会の確保に努めるものとする。

5 市は、中小企業の振興を推進するため、積極的に情報を収集し、その提供に努めるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第6条 市は、中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、経営資源の確保に苦慮することが多い小規模企業者の経営状況に応じ、必要な配慮をするものとする。

(中小企業者の努力)

第7条 中小企業者は、経済的、社会的環境の変化に即応した事業の成長発展を図るため、経営の向上と改善に努めるものとする。

2 中小企業者は、自らが地域経済の基盤を形成していることを認識し、雇用の維持及

び創出並びに人材の育成など、雇用環境の整備に努めるものとする。

3 中小企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識するとともに、地域社会との調和を図り、より豊かで住みやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

4 中小企業者は、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業団体等の努力)

第8条 中小企業団体等は、その加入する事業者の自主的な努力及び創意工夫を支援する活動を行うとともに、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

2 中小企業団体等は、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の努力)

第9条 大企業者は、事業活動を行うに当たっては、地域社会を構成する一員としての社会的責任を果たすとともに、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業の振興が地域経済の活性化に重要な役割を果たすことを理解し、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大規模小売店舗の設置者等の努力)

第10条 大規模小売店舗の設置者及び管理者は、周辺地域の生活環境の保持のため、施設の設置及び運営について配慮するよう努めるものとする。

2 大規模小売店舗の設置者及び管理者は、周辺地域の中小企業者及び商店会等との融和を図るとともに、地域社会の一員としてまちづくりに参画するなど、地域の均衡ある発展と活性化に努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第11条 市民は、中小企業の振興が地域経済の発展及び市民生活の安定向上に重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。